

電子資料と目録規則

～NCR 第9章を対象に～

北 克一, 村上 泰子 (「マルチメディアと図書館」研究グループ)

Cataloging Rules for Electronic Resources: on the revised NCR Chapter 9, by KITA Katsuichi, MURAKAMI Yasuko.

0 はじめに

2000年8月, 日本目録規則1987年版改訂版第9章「コンピュータファイル」が改訂され, 第9章「電子資料」として刊行された¹⁾。今次改訂においては, CD-ROM や DVD など次々現れる新媒体, デジタル媒体資料を構内 LAN 上のサーバに搭載しての提供, 電子ジャーナルなど外部サーバへのアクセス提供など, 目の前に既に現れている新しい情報提供環境への即時の対応を目的としたものであった。このことは改訂案の発表に際して1999年11月に開催された検討会²⁾でも言及され, 「事態の進行に対応しきれていない点が目立っており, NCR87R の枠内にあっても, 急ぎ手直しが必要とされていた」という事情が背景にあったことが示されている³⁾。しかしながら検討段階において最終的には, 「目録規則の根本的な改訂への準備」⁴⁾の必要性もまた明確になったことが示された。このように第9章の改訂は単に電子資料にとどまらない広範な問題を含んでおり, 本稿ではこの第9章改訂を軸に, 図書館をとりまく環境の変化, とりわけ電子化, ネットワーク化が現在の目録規則に与える影響と今後の方向性について考察する。

1 図書館環境の変化

1.1 出版・流通環境の変化

現在の図書館をとりまく環境の変化を出版・流通環境の変化, 研究環境の変化, 直接的な図書館環境の変化, の3つの観点から分析する。

出版・流通環境の主たる変化としては, 第一に

「資料の多様化, デジタル化」を挙げることができる。従来, 図書では紙媒体や録音テープ, 動画であれば映画フィルムやビデオテープが主たる記録媒体であった。ところが, CD-ROM に記録された図書, 有線, 無線のネットワークを通じて直接配信される雑誌, 同じ媒体上に動画と文字資料が両方記録されたもの等々, 多様な出版形態が生じてきた。

第二に量的増加がある。『出版年鑑』によれば, 年間の新刊点数は1999年よりマイナスに転じているものの, 1990年と1999年を比較すると約1.5倍の伸びを示している。一方返品率も30%から40%の間で漸増傾向にあり, 出版物の寿命がいっそう短命になっている⁵⁾。

また流通経路自体も, 全体の約7割を占めるといわれる取次・書店ルートは未だ大部分を占めているが, アマゾン・ドット・コムをはじめとするオンライン書店の登場, デジタル配信サービスによるオン・デマンド出版, ホームページ上で作家が直接配信する小説などが生まれている。紙の雑誌・新聞と並行して WWW 上ではさらに付加価値をつけた形で発信される電子ジャーナル, 電子新聞もある。たとえば統計調査の実データや実験動画像, 写真等を掲載したものや, エルゼビア社と ISI 社の協力によって引用文献リストと被引用論文とのリンクを実現したものが見られる。紙媒体ではまったく出版しない単独の電子ジャーナルも生まれている。これまでの流通経路をバイパスした流れ, サービスが次々と生まれ, 徐々に成長しつつある。

1.2 研究環境の変化

次に出版物の重要な消費者であり, 同時に生産者でもある学術研究の世界においては, 領域によってその度合いに違いはあるものの, 総じて環境が大きく変化している。

きた かついち 大阪市立大学

むらかみ やすこ 梅花女子大学

July 2001

北, 村上: 電子資料と目録規則

ひとつには学術雑誌で取り扱われる学問領域の専門分化がある。この傾向は、“*Journal of neurosciences for pain research*”, “*Journal of intelligent control, neurocomputing and fuzzy logic*”, “*Bio-medical materials and engineering*”といった特定の誌名にも表れている。

その一方で、学問領域の学際化、融合化の傾向も見られる。特に自然科学分野と人文科学分野や社会科学分野の融合が顕著である。たとえば従来、哲学的な観点からのアプローチが主であった「美」や「文化」の問題が、分子生物学や脳科学の観点からの知見を入れて再構成される動きがある。また「環境学」のように、ひとつの学問領域に収まらない多様なアプローチを要求する対象も現れている。

いわゆる“publish or perish”の傾向は、こうした学際化、融合化、そして国際化の中でこれまで比較的そうした動きからは遠ざかっていた領域にも、研究成果のさらなる量的増大をもたらしている。

さらにSTM (Science, Technology, Medicine) 領域におけるスピード競争は、一段と激しさを増している。根底には、研究成果が先行特許取得や実用化と結びつくことにより、産業の果実として富という経済的リターンを生む現象があることを指摘できる。こうした傾向は、有体物の製法などの工業技術分野だけでなく、無体物であるソフトウェアやビジネスモデル、果ては数学の解法にまで及んでいる⁶⁾。

こうした現象は、研究成果の発表スタイルや出版サイドの対応にも変化をもたらしている。専門分化により、ジャーナル1誌の購読者はごく限られた少数者となり、価格の高騰を招く“small circulations high price”の傾向が生まれている。一方で巨大な富と結びついた、特にSTM領域、あるいはビジネス領域のジャーナルについては、リード社とエルゼビア社に見られるように、出版社の連合によるコングロマリットの誕生、それに伴う寡占状態が別の意味での価格の高騰を生み出している。高価格がコピーを誘発し、コピーの増大が顧客を減らすという悪循環を生み出している。こうした傾向は、図書館を圧迫するだけでなく、著作物の自由な流通を望む著者である研究者にとっても望ましいものとは言えない。出版社をバイパスする仕組みへの要請を生む一因である⁷⁾。

1.3 直接的図書館環境の変化

外界の変化は図書館環境にも影響を及ぼす。

出版物の激増や研究のスピード競争は、図書館同士の相互貸借・複写によるサービス提供の必要性をますます増大させる。図書館予算の削減も、この必要性を高めている。資料収集にあたっては、所蔵するのではなく、外部データへのアクセスを保証するかたちでの資料提供も視野に入れることが、ますます必要になってくる。社会装置としての図書館の公共性が問われるところであろう。

組織化作業については中・小規模の図書館においてもMARCが導入され、作業の自動化が進展している。資料の増大は1館のデータベースの大規模化を促進するとともに、図書館同士の連携によるデータベースの大規模化も促進する。電子化資料やネットワーク情報資源をも含んだ総合目録の形成の方向である。

検索技術に関しては、OPACは最早ウェブ上で検索できることが当たり前になりつつあり、異なるインタフェースをもつOPAC同士を横断検索するポータルOPACも今後は導入されていくであろう。ここにはOPACインタフェースの統一と共通基盤としての検索プロトコルの確立という課題が見出される。

概括すると、従来以上に膨大な情報資源の中から、より迅速に利用者の求める情報を確実に提供していくことが求められていると言えるだろう。

2 NCR第9章「電子資料」の課題

2.1 NCR第9章改訂の概要

今回の改訂点としてJLA目録委員会によって1999年11月号の『図書館雑誌』誌上に示されたのは、章名の変更を含む7点であった⁸⁾。ここでは中でも大きな改訂点である「ローカルアクセスとリモートアクセス」、「内部情報源の優先」、「版表示の記録と範囲」の3点について、NCR1987年版改訂版第9章「コンピュータファイル」(以下、「旧9章」と表記)、検討会時に示された改訂案第9章「電子資料」(以下、「改訂案」と表記)、最終改訂稿(以下、「新9章」と表記)の各段階でどのように扱われているか、その変化を見るときともに、比較対象として改訂作業時にも応分の参照が行われたISBD(ER)を取り上げた。次の表1は、これらの特徴を簡単に比較したものである。

表1 NCR 第9章改訂に関する比較

		旧9章	改訂案	新9章	ISBD (ER)
アクセス形態	ローカルアクセス	(ローカルアクセスの媒体資料のみが対象)	記述対象を利用する際に記録媒体を直接的に操作する必要がある。		利用者がコンピュータまたはコンピュータ付属装置に挿入しなければならない。
	リモートアクセス		利用者は記録媒体に触れることはない。		アクセスはコンピュータ・システムに接続された入出力装置の利用、またはハードディスクその他の蓄積デバイスに蓄積されたりソースの利用によってのみ可能。
内部情報源の優先		ラベル タイトル画面 (メニューを含む) ・ ・ ・	内部情報源 タイトル画面 その他内部情報源 外部情報源 ラベル ・ ・ ・		内部情報源 外部情報源 ラベル ・ ・ ・
版	知的・芸術的内容	○		○	○ ※
	アップグレード	○		○	○
	応用プログラム・OS	○	× (原則)	○ (原則)	○
	キャリア・システムフォーマット	—		×	△
	外装	○		× (原則)	×
	巻次・回次・年次等	×		×	— *

- 版違いと判断されるもの
 × 版違いとは判断されないもの
 × (原則) 別法では版違いと認められているが、原則では認められていないもの
 △ 版違いか否かの判断が目録作成機関に委ねられているもの
 — 規則で触れられていないもの
 ※ 別途説明あり
 * 本則では触れられていないが、例示にはあるもの

※「知的・芸術的」変更とは

- 追加・削除
 プログラミング言語の違い
 資料の性能を高めるアップグレードや改良
 他のマシンや OS でも使用可能なようにプログラミング言語、OS に修正を加えたもの

新9章でも版違いとするものの例示として以下の5点が列挙された。

- ア) 電子資料の内容の追加または削除を表す特定の名称
 イ) プログラミング言語の違いを表す特定の名称
 ウ) アップグレードを表す特定の名称
 エ) プログラミング言語やオペレーティング・システムの修正等を表す特定の名称
 オ) 電子資料の利用に必要な応用プログラム、オペレーティング・システムであることを表す特定の名称

July 2001

2.2 NCR 第9章「電子資料」規定の課題

上記改訂において特に今後の課題と考えられる点として、次の3点を挙げる事ができる。ひとつは、逐次刊行物、特に電子ジャーナルに関する規定を相当程度盛り込んでいる点、2つめは電子資料が動画、静止画、音声など様々な資料が組み合わせられ、同時に利用される点、3つめは何をもって別書誌を作成すると判断するのか、という判断の問題である。これらの問題は現在国際的に議論されている目録規則をめぐる様々な問題に密接に関係している問題であることから、次にこの3つの問題を国際的動向も踏まえつつ検討する。

2.2.1 逐次刊行性

この問題は、電子資料として扱われる資料の大半が、現在のところ、逐次刊行性を有しているという状況が背景にある。利用者の側がデジタルかつネットワークでの情報入手を望む場合、その理由は何にもまして速報性にあり、利用者による速報性の追求は、発信者側に新しい情報を可能な限り短いスパンで出しつづけることを要求する。それは最終的には即時更新への要求となる。それに応えているのがネットワーク上の様々なホームページである。

このような逐次刊行性を有し、かつ電子形態である資料に目録規則が対応する方法としては、2つの方法が考えられる。ひとつは、9章では図書資料としての「電子資料」を扱い、逐次刊行性を有する電子資料は13章との組み合わせによって対処する方法、もうひとつは、9章単独で電子資料の図書資料、逐次刊行資料両方におおむね対処できるようにする方法、である。今回の改訂では、「電子雑誌、電子ジャーナルを第9章で扱うことができるよう条文が改訂されている⁹⁾とあるように、後者の方法がとられている。このような対処がなされた主因は、電子資料に関して図書、逐次刊行物という区分が十分に機能しない点にあると考えられる。今回、「電子資料」のうちリモートアクセスタイプの資料の例として、随時頻繁に更新されるタイプのホームページなどが挙げられているが、これらは次々と上書きされ、従来の図書、逐次刊行物の区分では扱いにくいタイプの資料である。AACR2に関しては、ヒロンズ (Jean Hiron) とグラハム (Crystal Graham) が図書資料 (monograph) と逐次刊行物資料 (serial) を再構成し、単行書のように資料の全体が一度に出版される「確定資料 (finite resources)」

北, 村上: 電子資料と目録規則

雑誌のように継続して出版されていく「継続資料 (continuing resources)」に、インターネットのホームページや図書資料として扱われていたルーズリーフ式の資料もふくめて、一度出版された資料の一部分に後から随時修正が加えられたり、一部が削除されたりすることのある「統合資料 (integrating resources)」という新たな概念を加えて、3つの世界に区分する方法を1997年の国際会議で発表した¹⁰⁾。ヒロンズは1999年4月、それを AACR 改訂のための合同検討委員会 (Joint Steering Committee for Revision of AACR) への報告としてまとめ¹¹⁾、その後何度かの修正作業を経て現在最終段階に入っている。2000年2月28日に最終改訂案がまとめられ、2001年4月に最終決定が下される予定である¹²⁾。それと並行して ISBD においても、逐次刊行物を対象とした International Standard Bibliographic Description for Serials (ISBD (S)) を、International Standard Bibliographic Description for Serials and Other Continuing Resources (ISBD (CR)) として改訂すべく作業が進められている¹³⁾。

NCR においても次の改訂対象は第13章となることが示されており¹⁴⁾、資料3区分への対応が迫られている。その際に、すでに崩れかけているとはいえ、現在の2分法の世界から3区分の世界に円滑に移行することは、これもまた13章のみの改訂にとどまらない問題を内包している。最も単純な改訂方法として13章の中に統合資料と継続資料の規定を両方盛り込むことが考えられる。しかしながら、統合資料が常に最新状態で前の状態を上書きするのに対して、継続資料はあくまでも互いに重ならない部分部分の単純累積の総和が全体である。それゆえに13章逐次刊行物は、自館の具体的な所蔵巻号に関わらず書誌記述を初号主義によって作成してきたが、特に上書き更新タイプのものはどの時点を初号とするのか判断できない。これは上書き更新タイプのものとそうでないものと同じ13章という枠の中で扱われることによって生じる問題である。実際 NACSIS-CAT では逐次刊行性を有する電子資料の書誌記述において最新号を情報源とすることが暫定的に規定に盛り込まれている¹⁵⁾。

2.2.2 目録規則における資料種別の問題

電子資料は動画、静止画、音声など様々な資料が組み合わせられて同時に利用される可能性が大である。この場合目録規則のどの章によって記述すべき

であろうか。総則はすべての場合に参照するので除外して考えると、たとえば動画資料であれば第7章を主体としつつ、その資料がデジタル形式で記録されていれば同時に第9章を参照することになり、さらにホームページで随時更新発表されるようなものであれば第13章も参照することになる。現状の資料種別を主体とした目録規則の章構成は、逐次/非逐次の刊行形態、文字、地図記号、音符等の表現形式、アナログの録音資料や映像資料のように表現と媒体が一体化した形態等、異なる区分軸が混在しており、デジタル形式のもとに様々な表現形式のものが一元的に収録されている場合など、複雑な章適用には適していない。さらにネットワーク上では、同一の内容のものが紙でプリントアウトすることも、フロッピーディスクにダウンロードすることも、音声化して録音することも可能であり、資料種別自体が意味をなさなくなる可能性さえある。

こうした状況下、章構成自体を見なおす動きもすでに現れている。たとえばデイルゼイ (Tom Delsey) は AACR 2 を対象に、目録規則全体としての論理的整合性保持を目指して AACR 2 改訂の基礎となる論理モデルを JSC に提出した¹⁶⁾。AACR 2 の1998年版が電子媒体でも同時に刊行されたが、このようにデジタル形態で刊行したのは、これをもとに章全体を再構成するための布石との見方ができよう。これも当然のことながら AACR にとどまる問題ではなく、NCR にも言える問題である。しかしながら、すでにいくつかの文献で指摘されているように、現在の NCR の各章を横断的に見ると、相互に矛盾する点、条項がずれている部分等が散見され、これらの調整を早急には実施しておかなければ、章再構成も難しい¹⁷⁾。

2.2.3 版

最後の問題は、第9章の改訂および ISBD の改訂の際にも最も対応がゆれた部分である。次の表2は、現在の NCR 第9章での版に対する考え方に具体例をあてはめたものである。縦行は電子資料の種別であり、プログラムのみのもの、コンテンツのみのもの、プログラムとコンテンツが組み合わされたもの、の3通りがある。横列は第9章で版違いと判断すると例示されたア)～オ)の5点(表1参照)である。

従来電子資料以外の資料においては、「版が異なる」とは、主として、ア)の内容の追加、削除を示す特定の名称の違いを指し、その他のものとして外装の違い、主たる利用者の違い、を示す名称が含まれている程度であった。これは紙媒体資料であっても、テープであっても、ビデオであっても同様である。ところが電子資料においては、OSの違いなどといった利用条件の違いが「版の違い」として採用されている。版に従来「外装」や「利用対象」の違いが含まれていた背景には、これらの情報が利用者にとって自分が利用したい資料であるかどうかを判断する重要な情報であるとの判断が働いており、今回 OS の違いなどが含まれたのもこの観点からの判断である。

目録規則における版の概念は、本来「同一著作の異版の識別」機能などといわれてきたように、知的・芸術的内容の変更、改変を第一義としている。さらに、同一の知的・芸術的内容の異なる表れとしての所蔵資料のファイディング・リスト機能が付加されていた。本来異なるこの2つの機能が、版というひとつのエリア内に押し込められ、従来例外的であった第2の機能が、デジタル資料においては種類も

表2 NCR 第9章における「版」の違い

	ア	イ	ウ	エ	オ
プログラムのみ (エディタソフト A)		コアプログラムが C なのかアセンブラなのか	バージョンアップ	Win95 Win98 Win2000	Windows 版 Mac 版 Unix 版
コンテンツのみ (アイコン素材集)	アイコン等の追加、削除、修正		機能向上	Win2000で新たな圧縮方式サポート	特定 OS 依存の圧縮方式が別 OS にも対応
プログラム+コンテンツ (百科事典 CD-ROM)	第1版 第2版	コアプログラムが C なのかアセンブラなのか	ユーザインタフェースの向上	Win95 Win98 Win2000	Windows 版 Mac 版 Unix 版

July 2001

ケースも増大していることが、問題をより複雑化している。なおこうした識別要素の一部は、一般資料表示 (GMD)、特殊資料表示 (SMD) にも分担されている。

また、随時更新型のリモートアクセス資料については「版」の概念を適用せず、最終アクセスの日時を注記することとなったが、このような資料では現在自分がアクセスしているページと、目録に記録されたものが本来同じものであったかどうかを判断することは容易ではない。しかし、ひとつのホームページの修正プロセスを逐一追いかけることは現実的ではない。実は先に逐次刊行性の問題について論じた際、ルーズリーフ式の資料とインターネット上のホームページとがいずれも「統合資料」の範疇に入れられることに触れたが、ルーズリーフ式の資料とインターネット上のホームページには大きな違いがある。ルーズリーフ式の資料は多くが法令資料であるが、ルーズリーフ式資料で常に最新状況が参照できると同時に、各改訂段階での静的な情報もまた図書の形で改訂版として、比較的安定的に残されてきた。出版過程の制約によってこうした改訂はそう頻度が高くはなかった。それに対して簡単に修正することが可能なホームページには、一定段階でその状態を静的に残すという制度的仕組みが確立されていない。目録規則は、図書館が主でありながらも必ずしも図書館に限定せず、ありとあらゆる資料の目録を作成できることを目指す。そのため実際に主となってその目録規則を利用して、アクセスを含む所蔵資料の目録を作成し、最終的には利用者に資料を届ける方途を確保しなければならない図書館は、様々な問題に直面することになる。リモートアクセスの随時更新タイプの資料における版の問題も、図書館がどのような資料を保存し、後々の利用を保証していくのかという大きな課題と結びついている。

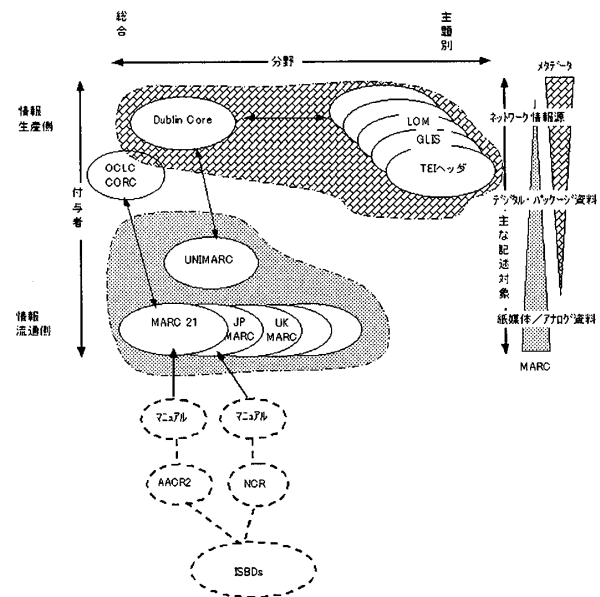
3 おわりに

現在、ネットワーク上の情報を識別するための試みとして、これまで論じてきた目録規則の範疇をこえた世界からの提案として、メタデータが取り上げられている。次の図はメタデータと目録規則および MARC との関係を示したものである。

メタデータと目録との関係については、目録もメタデータのひとつである、とした言及が多くみられる¹⁸⁾が、JLA 目録委員会はダブリン・コアを例にと

北, 村上: 電子資料と目録規則

図1 メタデータと目録規則, MARC との関係



り、目録とメタデータの違いを、「シンタックス」と「セマンティックス」という言葉を用いて次のように表現している。

ダブリン・コアというメタデータには、一方の「セマンティックス」の部分しかありません。そのための「シンタックス」というと、RDF (Resource Definition Framework) や XML (eXtensible Markup Language) などが定めている基準に則って、データが記録されます。つまり、ダブリン・コアによるメタデータ表現はこれらを適用してはじめてできるのです。(中略) もっとも、このレベルの記録方式は機械上での問題です。それを目に見える形でどのように出力するかは、ダブリン・コアでは目録のようには定められておりません。逆にいえば、目録規則でほぼ最終的な出力形までが定められております。またそれを機械で扱う場合の「シンタックス」については、MARC にゆだねられているといつてよいでしょう¹⁹⁾。

これは目録の外枠についての言及である。しかし目録にはタイトル、著者、等々をどの順番で記録せよ、というだけでなく、タイトルとはどのようなものか、版とは何か、といった意味論、の部分マニュアルとして持ち、さらにそれらのマニュアルの背後には、共通言語世界に基づいた AACR や NCR のような標準目録規則が存在し、さらにそれらの大元としての ISBD およびパリ原則が維持されてきたという経緯がある。これらは主として紙媒体およびアナログの資料を主眼にしてはいたが、多種多様

な資料を扱ってきたという図書館の多くの実績、経験にもとづいて、徐々に築かれてきたものである。もちろん、先に述べたようなつぎはぎ構造であることからくる問題点もあるが、これまでに積み重ねてきた資料識別に関する知識は、ネットワーク上の情報源にも十分に通じるものであるはずである。一方メタデータは主題別に多種提案されているが、少なくとも現時点でそうした共通マニュアルのようなものは存在しない。

またメタデータが目録と異なるもうひとつの点は、情報の消費者サイドではなく、生産者サイドで機械的に付与することが前提となっているところにある。これはむしろ奥付に近いものと考えることができよう。現在、図書の情報源として、奥付は標題紙に次いで重要と考えられているが、他では中国・韓国の一部にしか見られない日本独特のもので、江戸時代の出版統制という外部強制力を受けて始まり、明治時代以降にもその流れが受け継がれ、慣習として残ったものである²⁰⁾。この例から分かるように、情報の生産者側に余分の仕事を新たに負担させるためには、何らかの誘引、インセンティブが必要である。奥付の場合にはそれが公権力であったが、流通上の必要性からの強制力が働く場合もある。たとえば現在図書に多くみられる書籍 JAN コードがそれに当たる。

これをウェブの世界に置きかえると、ソフトウェア強制力として、それがなければウェブのブラウザでうまく表示されない、というような事態が生じる場合、著作権情報等の生産者側の経済的利益と直に結びつく場合、などには、メタデータ付与のインセンティブが生産者側に働く余地があると考えられる。しかしながら、そのこととタイトル、著者等のデータが利用者（検索者）の便宜を考慮しつつ、マニュアル（しかも複雑な）を参照して正確に入力されるかどうか、ということとは別問題である。メタデータが機械的な変換・生成を目的としているのに対して、日本の現実とは別として図書館の目録は本来、選書というプロセスと典拠コントロールを通じて、単なるデータのデータを作成するという以上のものを目指してきたはずである。

メタデータの提案がなされてもなお、図書館におけるネットワーク情報源の目録作成への取り組みは今後も緊急かつ重要な問題のひとつである。

なお、今回は紙数の都合で、IFLA による *Func-*

tional Requirements for Bibliographic Record: Final Report への言及は割愛した²¹⁾。

注・引用文献

- 1) 日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則1987年版改訂版第9章電子資料（旧第9章コンピュータファイル改訂版）』日本図書館協会、2000、37p.
- 2) 「電子資料の組織化：日本目録規則（NCR）1987年版改訂版第9章改訂とメタデータ」1999年11月20日開催、於：日本図書館協会2階会議室
- 3) 永田治樹「目録規則の今後—第25期以降の目録委員会の活動について—」日本図書館協会目録委員会編集『電子資料の組織化：日本目録規則（NCR）1987年版改訂版第9章改訂とメタデータ』日本図書館協会、2000、pp. 6-9.
- 4) 同上
- 5) 『出版年鑑2000年版』出版ニュース社、2000、p.315。
返品率については過去10年間の『出版年鑑』による。
- 6) 1980年代後半に、AT&T ベル研究所のカーマーカー博士がベル研究所と組んで、自らが発明した線形計画法の新しい解法の特許申請したことから、アルゴリズム特許をめぐる、激しい法廷闘争や学界での議論が沸き起こったことはよく知られている。この事件の経緯については今野浩著『カーマーカー特許とソフトウェア』（中公新書、1995）に詳しい。
- 7) たとえば次に詳しい。
Carol Tenopir, Donald King, *Towards Electronic Journals: Realities for Scientist, Librarians, and Publishers, Social Libraries Associations*, c2000, xxiv, 488p.
- 8) 以下の7点が示された。
 - (1) 章名の変更
 - (2) ローカルアクセスとリモートアクセス
 - (3) 内部情報源の優先
 - (4) 版表示の記録と範囲
 - (5) ファイルの特性
 - (6) 特定資料種別
 - (7) 注記
 JLA 目録委員会『『日本目録規則1987年版改訂版』第9章の改訂について』『図書館雑誌』Vol. 93, no. 11(1999.11), pp. 936-937.
- 9) 横山幸雄「日本目録規則（NCR）1987年版改訂版第9章改訂案説明」日本図書館協会目録委員会編集『電子資料の組織化：日本目録規則（NCR）1987年版改訂版第9章改訂とメタデータ』日本図書館協会、2000、pp.17-25.
- 10) "Issues Related to Seriality": In Edited by Jean Weihs "The Principles and Future of AACR: Proceedings of the International Conference on the Principles and Future Development of AACR, Toronto, October 23-25, 1997"
- 11) "Revising AACR 2 to Accommodate Seriality: Report to

July 2001

北, 村上: 電子資料と目録規則

the Joint Steering Committee for Revision of AACR” April, 1999 [cited 2001-4-19] <URL:<http://www.nlc-bnc.ca/jsc/ser-rep0.html>>

12) Joint Steering Committee for Revision of Anglo-American Cataloguing Rules [cited 2001-4-19] <URL:<http://www.nlc-bnc.ca/jsc/index.htm>>

13) IFLA の ISBD (S) 改訂作業班は2001年3月28日付で ISBD (CR) のドラフトを下記のサイトで公開し, 関係各所からのコメントを求めている。

International Federation of Library Associations and Institutions, “Invitation to review-ISBD (CR)” March 28, 2001. [cited 2001-4-19] <URL:<http://www.ifla.org/VII/s13/pubs/isbd-let.htm>>

14) 永田治樹 「目録規則の今後—第25期以降の目録委員会の活動について—」 日本図書館協会目録委員会編集 『電子資料の組織化: 日本目録規則 (NCR) 1987年版改訂版第9章改訂とメタデータ』 日本図書館協会, 2000, pp. 6-9.

15) NACSIS-CAT では2000年8月に, 総合目録データベースへの電子ジャーナルの入力開始が広報され, 同年12月に入力方針が示された。

入力対象は和洋を問わず,

- (1) 図書館で作成し, インターネットで公開している紀要等の電子ジャーナル
- (2) 学内の他部署等で作成したものが, インターネットでの公開に図書館が関与している電子ジャーナル
- (3) 出版者と契約し, インターネットで公開しているオンラインジャーナル (学内でしか利用できないものも含む)

であり, 冊子体逐次刊行物のデータとの違いとして,

- (1) タイトル, 出版事項, IDENT 等の情報源は, 確認できる最新号のタイトル画面等とする
- (2) IDENT フィールドが利用できない場合は, NOTE フィールドを利用
- (3) 所蔵図書館固有の利用条件は, 所蔵レコード中に記述する

ことが示されている。

「総合目録データベースにおける電子ジャーナルの取扱い (暫定案)」 NACSIS-CAT/ILL ニュースレター 1号 (2000. 8. 10) [引用2001-4-19] <URL:<http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/PUB/nl2/No 1/0103.htm>>

「総合目録データベースへの電子ジャーナルの登録」 NACSIS-CAT/ILL ニュースレター 2号 (2000.12.25) [引用2001-4-19] <URL:<http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/PUB/nl2/No 2/0206.htm>>

16) Delsey, Tom, “The Logical Structure of the Anglo-American Cataloguing Rules, Part I”, 1998. 8 [cited 2001-4-19] <URL:<http://www.nlc-bnc.ca/jsc/docs.html#logical>>

17) たとえば, 次の文献がある。

北克一, 志保田務 『『日本目録規則1987年版改訂版』における「版に関する事項」の規則構造』 『整理技術研究』 No. 41 (1999. 7), pp. 29-38.

18) たとえば次のように言及されている。

「馴染みの深い図書館目録レコードはそれが「データのデータ」であるという点において, メタデータといえることができるだろう。」

Heery, Rachel, “Review of Metadata Formats”, Program, Vol. 30, No. 4, October 1996, pp. 345-373. [cited 2001-4-19] <URL:<http://ukoln.bath.ac.uk/metadata/review.html>>

「メタデータはデータについてのデータであり, …メタデータのわかりやすい形態は, 図書館のカード目録である。」

Miller, Paul, “Metadata for the masses” last updated on September 11th 1996 [cited 2001-4-19] <URL:<http://www.ariadne.ac.uk/issue5/metadata-masses/>>

「メタデータはデータについてのデータ以上の何者でもない。目録レコードはメタデータである。TEI ヘッダやその他の記述の形態もそうである。」

Caplan, Priscilla “You call it corn, we call it syntax-independent metadata for document-like objects” *The Public-Access Computer Systems Review*, vol. 6, no. 4, 1995, pp. 19-23. [cited 2001-4-19] <URL:<http://info.lib.uh.edu/pr/v6/n4/capl6n4.html>>

19) 日本図書館協会目録委員会編集 『電子資料の組織化: 日本目録規則 (NCR) 1987年版改訂版第9章改訂とメタデータ』 日本図書館協会, 2000, pp. 43-44.

20) 歴史的には11世紀末から始まった〈刊記〉に由来し, 法制としては1722年(享保7)に南町奉行大岡越前守が猥褻書を取り締まるために発した御触書「新板書物之儀ニ付町触」で, 「何書物ニヨラス此以後新板之物作者並ニ板元之実名奥書ニ為致可申候事」と規定したことに始まる。以後これが踏襲され, 1869年(明治2)の出版条例では「出版ノ書ハ必ス著述者出版人売社人ノ姓名住所等ヲ記載ス可シ」と定められ, 1893年(明治22)の出版法では検閲のためと, その後の処理のため所定の事項を記載した奥付をつけることを義務づけられた。戦後の1945年(昭和20), 占領軍によって出版法の効力が停止され, 1949年廃止されるに至って, 法的制約はなくなったが, 現在までほとんど変更されることなく, 慣行として存続している。

『平凡社大百科事典』(平凡社, 1984)

紀田順一郎監修 『新版本的情報事典』(出版ニュース社, 1991)

21) IFLA Study Group on the Functional Requirement for Bibliographic Records, *Functional Requirements for Bibliographic Records: Final Report*, K. G. Saur, 1998, viii, 136p. なお次の URL でも入手可能である。

Latest Revision: April 10, 2000 [cited 2001-4-19] <URL:<http://www.ifla.org/VII/s13/frbr/frbr.htm>>